

使用済自動車の再資源化等に関する法律
(自動車リサイクル法)

破碎業者の許可申請の手引

令和7年12月

川越市 環境部 産業廃棄物指導課 審査担当

はじめに

平成17年1月1日から使用済自動車の再資源化等に関する法律（以下「自動車リサイクル法」といいます。）が施行されたことに伴い、川越市内において解体自動車の破碎前処理（破碎前処理とは、圧縮又はせん断をさします。）、破碎処理又は破碎前処理と破碎処理の両工程を行うためには、川越市長の許可を受けなければなりません。

自動車リサイクル法の目的

自動車リサイクル法は、自動車製造業者や関連事業者等が使用済自動車の引取り・引渡し・再資源化等を適正かつ円滑に実施するための措置を講じることにより、使用済自動車から排出される廃棄物を減量し、資源や部品として再生するための取組を自動車製造業者や関連事業者等が行うことを通じて、廃棄物の適正処理及び資源の有効利用の確保等を図り、生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的としています。

使用済自動車、解体自動車とは

使用済自動車とは、自動車のうち、その使用を終了したものをいいます。

また、解体自動車とは、使用済自動車を解体することによってその部品、材料その他の有用なものを分離し、これらを回収した後に残存する物をいいます。

破碎業者の許可について

解体自動車の破碎処理、破碎前処理又はその両工程の事業を行おうとする者は、都道府県知事又は保健所設置市長の許可を受けなければなりません。川越市内にある事業所で業を行う場合は、川越市長の登録を受ける必要があります。

※ 埼玉県内の事業所のうち所在地がさいたま市、越谷市及び川口市内での手続は、各市の担当課に直接問い合わせください。それ以外の市町村の場合は、該当する事業所のうちの主たる事業所の所在地を管轄する埼玉県環境管理事務所に登録の申請をしてください。

※ 複数の事業所を持つ場合、同一の自治体に申請する事業所分は、一つの申請書にまとめて申請してください。

許可の申請について

新たに許可を取得しようとする場合には、新規の許可の申請が必要です。

また、許可を取得した事業者がその許可の有効期限が到来した後も同じ内容で事業を行おうとする場合には、許可の更新の申請が必要です（5年ごとの更新が必要です。）。

1 申請場所

川越市資源化センター内 産業廃棄物指導課

〒350-0815 川越市大字鯨井 782-3 TEL 049-239-7007

登録申請は、必ず事前に電話予約をして下さい。その後、窓口での受付となりますので、御協力をお願いします。

2 新規許可申請手続

許可の申請を行う場合は、次の手続が必要です。

(1) 許可の基準について

以下の基準等を全て満たしていないと、許可を受けることはできません。

- 提出する誓約書(添付書類3→5ページの表参照)に掲げる項目に申請者、役員等、使用人及び法定代理人が該当しないこと。
- 事業の用に供する施設及び破碎業許可申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして次の基準に適合するものであること。

施設に係る基準	解体自動車を破碎前処理又は破碎するまでの間保管する施設について	○ 外部からの進入防止のための囲いを有し、保管区域を明確にした保管場所を有すること。
	破碎前処理施設について	○ 廃棄物が飛散・流出したり、騒音・振動によって生活環境の保全上の支障が生じたりしないように必要な措置が講じられた解体自動車の圧縮・せん断を行うことが可能な施設を有すること。
	破碎施設について	○ 産業廃棄物処理施設である場合には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律による許可を受けている施設であること。 ○ 産業廃棄物処理施設以外の施設である場合には、廃棄物が飛散・流出したり、騒音・振動によって生活環境の保全上の支障が生じたりしないように必要な措置が講じられた施設であること。
	自動車破碎残さの保管施設について	○ 自動車破碎残さ(シュレッダーダスト:解体自動車を破碎し、金属その他の有用なものを分離し、これらを回収した後に残存する物)を保管するための十分な容量を有する

	自動車破碎残さの保管施設について	<p>施設であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 床面を鉄筋コンクリートで築造する等汚水の地下浸透の防止措置が講じられていること。 ○ 保管に伴い汚水の発生・流出のおそれがある場合に、汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために十分な処理能力を有する排水処理施設及び排水溝が設けられていること。 ○ 雨水等による汚水の事業所からの流出を防止するため、自動車破碎残さ（シュレッダーダスト）に雨水等がかからないようにするための設備（屋根、覆い等）を有すること（公共の水域及び地下水の汚染を防止するために十分な処理能力を有する排水処理施設の設置等の措置が講じられることにより雨水等による汚水の事業所からの流出を防止できる場合は、当該設備を有していなくてもよい。）。 ○ 自動車破碎残さ（シュレッダーダスト）の飛散・流出防止のため、側壁等を有すること。
能力に係る基準	圧縮（プレス）又はせん断した後の解体自動車を保管するための施設について	<ul style="list-style-type: none"> ○ 外部からの進入防止及び保管区域の明確化のために、囲いを設置すること。
<p>※ 「標準作業書」とは</p> <p>申請者が解体自動車の保管・解体等を行う場合の標準的な作業手順等を記載するものです。記載する内容は以下のとおりとなっています。これに加えて、上に示した基準の例外規定に当てはまる場合は、その旨を明確に記載してください。</p>		

- ① 解体自動車の保管の方法
- ② 解体自動車の破碎前処理の方法（破碎前処理を行う場合に限る。）
- ③ 解体自動車の破碎の方法（破碎を行う場合に限る。）
- ④ 排水処理施設の管理の方法（排水処理施設を設置する場合に限る。）
- ⑤ シュレッダーダストの保管の方法（破碎を行う場合に限る。）
- ⑥ 解体自動車の運搬の方法
- ⑦ シュレッダーダストの運搬の方法（破碎を行う場合に限る。）

- | | |
|--|--|
| | <p>(8) 破碎業の用に供する施設の保守点検の方法</p> <p>(9) 火災予防上の措置</p> |
|--|--|

(2) 破碎業計画書の提出

破碎業の許可を取得しようとする皆さんには、申請書を提出していただく前に破碎業計画書を提出していただきます。

なお、計画に係る施設について、都市計画法や建築基準法等の他法令に基づく手続が別途必要となる場合がありますので、該当する他法令に基づく手続の担当者によく相談して計画を進めてください。

※ 既に川越市内で破碎業の許可を取得している事業者が破碎の事業の範囲(①破碎前処理工程のみ、②破碎処理工程のみ、③破碎前処理工程+破碎処理工程の3区分のいずれか)を変えずに事業所を追加する場合は、変更の届出となりますが、この場合も破碎業計画書を提出してください。

(3) 許可の申請

提出された破碎業計画書の内容から、その事業計画が破碎業の許可を受ける基準を満たすものであると判断される場合に、同計画書を受理します。受理後、許可の申請に必要な書類をお渡ししますので、以下の申請書及び添付書類に必要事項を記載し、申請してください。

提出部数は、**正本1部、副本1部（副本は申請者の控えとなります。）**とします。
なお、副本はコピーでも構いません。

種類	内 容
申請書	破碎業許可（許可更新）申請書（様式第八）
添付書類1	事業計画書
添付書類2	<p>申請者等の身分を証明する書類</p> <p>申請者の法定代理人の身分を証明する書類 (申請者が未成年者である場合)</p> <p>役員等の身分を証明する書類</p> <p>株主又は出資者の身分を証明する書類 (法人の場合で、発行済株式総数の100分の5以上の株を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者がいる場合)</p> <p>法人の場合：ア 定款又は寄附行為 イ 登記事項証明書のうち「履歴事項全部証明書」 ウ 役員（業務を執行する役員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、又はそれらと同等以上の支配力を有すると認められる者）の住民票の写し及び登記されていないことの証明書 エ 発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主があるときは、該当する株主の有する株式の数を記載した書類のほか、次の(ア)又は(イ)に示す書類((ア)又は(イ)のどちらか該当する方を選択) (ア) 該当する株主が個人の場合は、その株主の住民票の写し及び登記されていないことの証明書 (イ) 該当する株主が法人の場合は、その法人の登記事項証明書のうち「履歴事項全部証明書」 オ 出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、該当する出資をしている者のなした出資の金額を記載した書類のほか、次の(ア)又は(イ)に示す書類((ア)又は(イ)のどちらか該当する方を選択) (ア) 該当する出資をしている者が個人の場合は、その出資をしている者の住民票の写し及び登記されていないことの証明書</p>

(イ) 該当する出資をしている者が法人の場合は、その法人の登記事項証明書のうち「履歴事項全部証明書」
 カ 申請者の使用人で次の(ア)又は(イ)に掲げるものの代表者であるものがいる場合は、その者の住民票の写し及び登記されていないことの証明書
 (ア) 本店又は支店（商人以外の者にあっては、主たる事務所又は従たる事務所）
 (イ) (ア)以外に継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、破碎業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの個人の場合：ア 住民票の写し及び登記されていないことの証明書
 イ 申請者の使用人で次の(ア)又は(イ)に掲げるものの代表者であるものがいる場合は、その者の住民票の写し及び登記されていないことの証明書
 (ア) 本店又は支店（商人以外の者にあっては、主たる事務所又は従たる事務所）
 (イ) (ア)以外に継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、破碎業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの
 申請者が未成年者である場合：その法定代理人の住民票の写し及び登記されていないことの証明書

添付書類3	誓約書 （申請者等が欠格要件に該当しないことの誓約書）
添付書類4	破碎業の用に供する施設の構造を明らかにする図面等
添付書類5	申請者が添付書類4に掲げる施設の所有権又は使用権原を有することを証する書類
添付書類6	資産の状況を説明する書類（収支見積書）
添付書類7	標準作業書

- ※ 住民票の写しについては、本籍地の記載のあるものを提出してください。
- ※ 外国人にあっては、国籍等の記載のあるものを提出してください。
- ※ 登記事項証明書、住民票の写しについては、**発行後3か月以内**のもので、正本添付用には原本の提出をお願いします。
- ※ 事業所が複数ある場合は、添付書類1、添付書類4、添付書類5及び添付書類7については事業所別に添付してください。
- ※ 許可更新時には、現行許可証の写しを添付してください。なお、施設関係の添付書類（4及び5）については、変更がなければ、許可更新時の提出は不要です。

(4) 許可申請手数料

許可申請手数料は、**新規許可申請84,000円、許可更新申請77,000円**です。産業廃棄物指導課職員が申請書等の記載内容を確認し、申請書等が受理できる内容となっていると判断した場合に、申請を受理します。受理後、納入通知書により手数料を納めていただきます（手数料納入後、申請者の都合により申請を取り下げる場合や申請者が欠格要件に該当する等の理由により市長が不許可とした場合については、手数料は返却できません。）。

3 破碎業者の責務

(1) 解体自動車の引取り

破碎業者（解体業者から引取りを求められるのは破碎前処理の許可を持つ破碎業者ですし、破碎前処理業者から引取りを求められるのは破碎処理の許可を持つ破碎業者です。）は、解体業者又は破碎前処理の許可を持つ破碎業者から解体自動車の引取りを求められた場合は、正当な理由がある場合を除き、解体自動車を引き取る義務があります。

※ 「正当な理由」とは

- ア 天災その他やむを得ない事情や理由により解体自動車の引取りが困難である場合
 - （例）事業所が天災等により被害を受け、引取りが物理的に困難な場合
- イ 解体自動車に異物が混入している場合
- ウ 解体自動車の引取りにより、解体自動車の適正な保管に支障が生じる場合
 - （例）大量一括持ち込みの要請がある場合等、自社の車両保管能力と照らし合わせ適正な保管が困難である場合
- エ 解体自動車の引取りの条件が通常の引取りの条件と著しく異なる場合
 - （例）・ 解体自動車の引取りの際の車両本体引取価格や運搬その他の条件が一般的な商慣習（地域性についても考慮したもの）と著しく異なる場合
 - ・ 極めて遠距離からの引取りの要請がなされる場合
 - ・ 引取り側の合意（条件交渉）なく一方的に解体自動車等が置いていかれてしまう場合
 - オ 解体自動車の引取りが法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗（社会の一般的道德観念）に反するものである場合
 - （例）解体業者が再資源化基準に違反して鉛蓄電池を取り外していない場合等

(2) 解体自動車の引取報告

解体自動車を引き取ったときは、引き取った日から3日以内に、電子マニフェスト制度により（財）自動車リサイクル促進センターが運営する情報管理センターに報告を行います。

※ 「電子マニフェスト制度」とは

関連事業者（引取業者、フロン類回収業者、解体業者及び破碎業者）等が使用済自動車等の引取り・引渡しを行った際、一定期間にその旨を（財）自動車リサイクル促進センターが運営する情報管理センターにパソコンによる電子情報で報告する制度です（事業者は、自動車リサイクルシステムへの登録が必要です。）。

電子マニフェストの主な機能は、次のとおりです。

- ① 使用済自動車等の適正な引取り・引渡しの確保
- ② リサイクル料金等の支払いの証拠
- ③ 関連制度への情報提供
- ④ 使用済自動車に関する統計情報の整備

電子マニフェストを使用することにより、情報管理センターが情報を一元管理することが可能となるので、使用済自動車の移動に伴うマニフェストの送付・回付の際の紛失・混乱が防止され、閲覧も可能となります。

(3) 再資源化の実施

- ア 引き取った解体自動車の破碎前処理を行うときは、破碎前処理に関する基準（解体自動車に異物を混入しないこと。）に従って、その破碎前処理を行わなければなりません。
- イ 破碎前処理を行ったときは、自らその解体自動車の破碎処理を行う場合を除き、他の破碎処理業者（破碎処理の許可を持つ破碎業者）に解体自動車を引き渡さなければなりません（解体自動車全部利用者に引き渡す場合を除く。）。
- ウ 解体自動車の破碎を行うときは、解体自動車から有用な金属を分離して原材料として利用することができる状態にすること等その解体自動車の再資源化を行わなければなりません。破碎業者は、次の基準に従って適切に破碎する義務があります。
 - (ア) 技術的かつ経済的に可能な範囲で、鉄、アルミニウムその他の金属を分別して回収すること。
 - (イ) 自動車破碎残さ（シュレッダーダスト）に異物が混入しないように、解体自動車の破碎を行うこと。

(4) 解体自動車の引渡し

破碎前処理工程のみを行う破碎業者は、破碎前処理を行った解体自動車を他の破碎業者（破碎処理の許可を持つ破碎業者）又は解体自動車全部利用者に引き渡さなくてはなりません。

なお、解体自動車全部利用者に引き渡す場合には、引渡しの事実を証する書面を5年間保存する義務があります。

また、引き取った解体自動車の破碎及び破碎前処理を自ら行わない場合は、速やかに、他の破碎業者に引き渡さなくてはなりません。

※ 「解体自動車全部利用者」とは

解体自動車を電炉・転炉に投入してリサイクルを行う業者や、スクラップ源として輸出を行う廃車ガラ輸出業者をいいます。

(5) 解体自動車の引渡報告

破碎業者は、他の破碎業者又は解体自動車全部利用者に解体自動車を引き渡したとき（解体自動車を引き渡すために行う運搬を他人に委託する場合には、運搬を受託した者に解体自動車を引き渡したとき）は、引き渡した日から3日以内に、電子マニフェスト制度により（財）自動車リサイクル促進センターが運営する情報管理センターに報告を行う義務があります。

(6) 自動車破碎残さ（シュレッダーダスト）の引渡し

破碎処理を行ったときは、自動車破碎残さ（シュレッダーダスト）を製造元の自動車製造業者等に引き渡さなければなりません。この場合、自動車製造業者等が引取基準を定めているときは、その引取基準に従って引き渡さなければなりません。

※ 「引取基準」とは

自動車製造業者等又は指定再資源化機関（指定再資源化機関は（財）自動車リサイクル促進センターが運営しています。）が、シュレッダーダスト（解体自動車を破碎し、金属その他の有用なものを分離し、これらを回収したもの）、エアバッグ類及びフロン類を引き取るときのその性状、引取りの方法及び荷姿の基準を定めたものです。

引取基準を定めた場合は、遅滞なく公表しなければならないこととなっていますので、詳細は自動車製造業者各社等のホームページでご確認ください。

(7) 自動車破碎残さ（シュレッダーダスト）の引渡実施報告

自動車製造業者又は指定再資源化機関に自動車破碎残さ（シュレッダーダスト）を

引き渡したとき（自動車破碎残さを引き渡すために行う運搬を他人に委託する場合には、運搬を受託した者に自動車破碎残さを引き渡したとき）は、引き渡した日から3日以内に、電子マニフェスト制度により財自動車リサイクル促進センターが運営する情報管理センターに報告を行う義務があります。

(8) 廃棄物処理基準に従う義務

解体自動車を自ら破碎・破碎前処理をし、運搬する場合は、廃棄物の処理及び清掃の関する法律による産業廃棄物の収集運搬業及び処分業の許可は不要ですが、同法に定める廃棄物処理基準に従って処理し、運搬する義務があります。

(9) 標識の掲示

破碎業者は、その事業所ごとに、公衆の見やすい場所に、縦・横それぞれ20cm以上の大さで、破碎業者の氏名又は名称、事業の範囲、許可番号を記載した標識を掲げる必要があります。

4 変更の許可の申請

事業の範囲（①破碎前処理工程のみ、②破碎処理工程のみ、③破碎前処理工程及び破碎処理工程の3区分）の変更をしようとする場合は、次の許可の申請の手続が必要です。

（1）許可の基準について

「2新規許可申請手続（1）許可の基準について」で示した基準等を全て満たしていないと、事業の範囲の変更の許可を受けることはできません。

（2）破碎業計画書の提出

事業の範囲の変更の許可を取得しようとする皆さんには、申請書を提出していただく前に破碎業計画書を提出していただきます。

（3）変更の許可の申請

提出された破碎業計画書の内容から、その事業計画が事業の範囲の変更の許可を受ける基準を満たすものであると判断される場合に、同計画書を受理します。受理後、変更の許可の申請に必要な書類をお渡ししますので、以下の申請書及び添付書類に必要事項を記載し、申請してください。

提出部数は、**正本1部、副本1部（副本は申請者の控えとなります。）**とします。

なお、副本はコピーでもかまいません。

種類	内 容
申請書	破碎業の事業の範囲の変更許可申請書 （様式第十）
添付書類1	変更後の事業計画書
添付書類2	申請者等の身分を証明する書類 申請者の法定代理人の身分を証明する書類 (申請者が未成年である場合) 役員等の身分を証明する書類 株主又は出資者の身分を証明する書類 (法人の場合で、発行済み株式総数の100分の5以上の株を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者がいる場合) 法人の場合：ア 定款又は寄附行為 イ 登記事項証明書のうち「履歴事項全部証明書」 ウ 役員（業務を執行する役員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、又はそれらと同等以上の支配力を有すると認められる者）の住民票の写し及び登記されていないことの証明書 エ 発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主があるときは、該当する株主の有する株式の数を記載した書類のほか、次の(ア)又は(イ)に示す書類((ア)又は(イ)のどちらか該当する方を選択) (ア) 該当する株主が個人の場合は、その株主の住民票の写し及び登記されていないことの証明書 (イ) 該当する株主が法人の場合は、その法人の登記事項証明書のうち「履歴事項全部証明書」 オ 出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、該当する出資をしている者のなした出資の金額を記載した書類のほか、次の(ア)又は(イ)に示す書類((ア)又は(イ)のどちらか該当する方を選択) (ア) 該当する出資をしている者が個人の場合は、その出資をして

いる者の住民票の写し及び登記されていないことの証明書

(イ) 該当する出資をしている者が法人の場合は、その法人の登記事項証明書のうち「履歴事項全部証明書」

カ 申請者の使用人で次の(ア)又は(イ)に掲げるものの代表者であるものがいる場合は、その者の住民票の写し及び登記されていないことの証明書

(ア) 本店又は支店（商人以外の者にあっては、主たる事務所又は従たる事務所）

(イ) (ア)以外に継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、破碎業に係る契約を締結する権限を有する者を置くものの

個人の場合：ア 住民票の写し及び登記されていないことの証明書

イ 申請者の使用人で次の(ア)又は(イ)に掲げるものの代表者であるものがいる場合は、その者の住民票の写し及び登記されていないことの証明書

(ア) 本店又は支店（商人以外の者にあっては、主たる事務所又は従たる事務所）

(イ) (ア)以外に継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、破碎業に係る契約を締結する権限を有する者を置くものの

申請者が未成年である場合：その法定代理人の住民票の写し及び登記されていないことの証明書

添付書類3	誓約書 （申請者等が欠格要件に該当しないことの誓約書）
添付書類4	変更に係る破碎業の用に供する施設の構造を明らかにする図面等
添付書類5	申請者が添付書類4に掲げる施設の所有権又は使用権原を有することを証する書類
添付書類6	変更後の資産の状況を説明する書類 （変更後の収支見積書）
添付書類7	標準作業書

- ※ 住民票の写しについては、本籍地の記載のあるものを提出してください。
- ※ 外国人にあっては、国籍等の記載のあるものを提出してください。
- ※ 登記事項証明書、住民票の写しについては、**発行後3か月以内**のもので、正本添付用には原本の提出をお願いします。
- ※ 許可更新時には、現行許可証の写しを添付してください。なお、施設関係の添付書類（4及び5）については、変更がなければ、許可更新時の提出は不要です。

(4) 変更の許可申請手数料

変更の許可申請手数料は、67,000円です。産業廃棄物指導課職員が申請書等の記載内容を確認し、申請書等が受理できる内容となっていると判断した場合に、申請を受理します。受理後、納入通知書により手数料を納めていただきます。

5 許可事項の変更等届出

(1) 変更の届出

次の表中の事項に変更が生じた場合は、**変更後30日以内**に届出の手続が必要です。次の届出書、誓約書及び添付書類を作成し、許可証の写しとともに提出してください
(事業所の追加又は複数ある事業所のうちの一部の事業所を廃止する場合は変更の届出となります。事業所を追加し、又は拡張する場合は以下の書類を提出する前に破

碎業計画書（4ページの破碎業計画書の項目参照）の提出が必要となる場合がありますので、事前に産業廃棄物指導課までご相談ください。）。

ア **破碎業変更届出書**（事業所を追加し、又は拡張する場合は、①破碎業許可申請書（様式第八）の用紙を用いてその「事業所の名称及び所在地」の欄に該当する事業所の名称及び所在地を記入したもの、②事業計画書、③収支見積書、④標準作業書も提出してください。）

イ **誓約書**（添付書類3→5ページの表参照）

ウ **添付書類**（次の表の1から9までのうち該当するもののみ提出してください。）

※ 事業所や保管施設の拡張、新設等を行おうとする場合は、他の法令上の規制等との調整を行う必要がある場合がありますので、事前に産業廃棄物指導課にご相談ください。

届出を必要とする変更事項及び各事項に必要な添付書類

	変更事項	添付書類
1	破碎業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	<p>○個人の場合</p> <p>①住民票の写し（3か月以内に発行されたもので、 本籍（外国人にあっては国籍等）の記載のあるもの、マイナンバーの記載のないもの）</p> <p>②登記されていないことの証明書（東京法務局が発行する登記事項証明書、3か月以内に発行されたもの（登記されている場合は、医師の診断書、認知症に関する試験結果等））</p> <p>③住所を変更する場合は案内図</p> <p>○法人の場合</p> <p>①定款又は寄附行為</p> <p>②登記事項証明書（3か月以内に発行されたもの。 履歴事項全部証明書。現在事項全部証明書不可）</p> <p>③住所を変更する場合は案内図</p>
2	事業所の名称及び所在地	<p>①施設の構造を明らかにする図面等</p> <p>②施設の所有権又は使用権を証する書類</p> <p>③案内図</p>
3	法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）の氏名及び住所	<p>①登記事項証明書（3か月以内に発行されたもの。履歴事項全部証明書。現在事項全部証明書不可）</p> <p>②住民票の写し（3か月以内に発行されたもので、本籍（外国人にあっては国籍等）の記載のあるもの、マイナンバーの記載のないもの）</p> <p>③登記されていないことの証明書（東京法務局が発行する登記事項証明書、3か月以内に発行されたもの（登記されている場合は、医師の診断書、認知症に関する試験結果等））</p>

4	破碎業者が未成年者の場合、その法定代理人の氏名及び住所	①住民票の写し（3か月以内に発行されたもので、 本籍（外国人にあっては国籍等）の記載のあるもの、マイナンバーの記載のないもの ） ②登記されていないことの証明書（東京法務局が発行する登記事項証明書、3か月以内に発行されたもの（登記されている場合は、医師の診断書、認知症に関する試験結果等））
5	破碎業者の使用人の氏名及び住所	①住民票の写し（3か月以内に発行されたもので、 本籍（外国人にあっては国籍等）の記載のあるもの、マイナンバーの記載のないもの ） ②登記されていないことの証明書（東京法務局が発行する登記事項証明書、3か月以内に発行されたもの（登記されている場合は、医師の診断書、認知症に関する試験結果等））
6	事業の用に供する施設の概要	①施設の構造を明らかにする図面等 ②施設の所有権又は使用権を証する書類、 ③案内図
7	標準作業書の記載事項	変更後の標準作業書の写し
8	発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者の氏名又は名称及び住所	○個人の場合 ①住民票の写し（3か月以内に発行されたもので、 本籍（外国人にあっては国籍等）の記載のあるもの、マイナンバーの記載のないもの ） ②登記されていないことの証明書（東京法務局が発行する登記事項証明書、3か月以内に発行されたもの（登記されている場合は、医師の診断書、認知症に関する試験結果等）） ③変更に係る者の有する株式の数又は出資の金額を記載した書類 ○法人の場合 ①登記事項証明書（3か月以内に発行されたもの。 履歴事項全部証明書。現在事項全部証明書不可） ②変更に係る者の有する株式の数又は出資の金額を記載した書類
9	破碎業を行う事業所以外の場所で解体自動車又は自動車破碎残さの積替え又は保管を行う場合の当該場所の所在地・面積・保管量の上限	①施設の構造を明らかにする図面等、 ②施設の所有権又は使用権を証する書類 ③案内図

- ※ 提出部数は、**正本1部、副本1部（副本は申請者の控えとなります。）**とします。
- ※ 変更届出書の提出に手数料はかかりません。
- ※ 住民票の写し、登記事項証明書は**発行後3か月以内**のもので、正本添付用には原本の提出をお願いします。

(2) 廃業等の届出

許可業者は次の事項に該当した場合は、**該当する事項が発生した日から30日以内**に次の手続きが必要です。

次の届出書及び添付書類を作成し、許可証とともに提出してください。

ア 破碎業廃業等届出書

イ 添付書類(次の表中の1から5までのうち該当するもののみ提出してください。)

届出を必要とする各状況及び届出義務者

	届出を必要とする状況	添付書類及び届出義務者
1	個人の事業主が死亡した場合	相続人の戸籍全部事項証明書 (届出者:相続人)
2	法人が合併により消滅した場合	登記事項証明書書(商業登記簿謄本) (届出者:その法人を代表する役員であった者)
3	法人が破産により解散した場合	破産管財人であることがわかる書面 (届出者:破産管財人)
4	法人が合併及び破産以外の理由により解散した場合	清算人であることがわかる書面 (届出者:清算人)
5	破碎業を廃止した場合	登記事項証明書(商業登記簿謄本) (法人の場合) (届出者:破碎業者であった個人本人又は 破碎業者であった法人を代表する役員) ※ 代表役員でない役員が提出する場合は、 登記事項証明書(商業登記簿謄本)

※ 提出部数は、**正本1部、副本1部(副本は申請者の控えとなります。)**とします。

※ 廃業等届出書の提出に手数料はかかりません。

※ 戸籍全部事項証明書及び登記事項証明書(商業登記簿謄本)は**発行後3か月以内**のもので、正本添付用には原本の提出をお願いします。

※ 個人の事業主が死亡し、その相続人が破碎業を行おうとする場合には、新たに許可を受ける必要があります。

6 登録の更新

破碎業者が、引き続き破碎業を行おうとする場合には、**許可を受けてから5年以内**にその更新を受けなければなりません。以下のことにご注意ください。

- (1) 許可の有効期間内に更新を受けない場合、有効期間満了によりその効力を失います。
- (2) 許可の更新の申請は、有効期間内の任意の時点で申請することができます。
- (3) 更新の申請書類や必要な添付書類については、**新規の場合と同様**です(許可更新時には、現行許可証の写しを添付してください。施設関係の添付書類4及び添付書類5(→5ページの表参照)については、変更がなければ、許可更新時の提出は不要です。)。
- (4) 更新後の有効期間は、**更新前の許可の有効期間の満了の日の翌日から起算して5年**です。